

令和4年度

第2回 定期 監査 報告書

(監査実施期間：令和4年7月15日～令和4年9月2日)

南相馬市監査委員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	2
5	監査の主な実施内容	3
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

1. 歳入歳出外現金の管理 (総務課)
2. 事務関係 (生活環境課)

《指導事項》

なし

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和4年9月26日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 鈴木 昌一

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	総務課
復興企画部	企画課
市民生活部	生活環境課
健康福祉部	社会福祉課
行政委員会	議会事務局
教育委員会	学校教育課

3 監査の範囲

令和3年4月から令和4年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
 (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続きは適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は適切な理由となっているか。
監	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出外現金管理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
行政	の主要事業等の進捗確認	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とします。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和4年7月15日～令和4年9月2日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日（監査委員監査）	対象課等	実施場所
令和4年8月23日（火）	総務課	監査委員事務局
	企画課	
令和4年8月24日（水）	生活環境課	
	社会福祉課	
	議会事務局	
令和4年8月29日（月）	学校教育課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

≪ 指 摘 事 項 ≫

1. 歳入歳出外現金の管理

歳入歳出外現金の管理について、次のような誤りが確認されました。

- ①令和元年度から令和3年度分について、所得税の過誤納が12回発生しており、歳入歳出外現金（預り金）の収支残高がマイナスとなっていたもの。

（総務課）

所得税については、職員給与や報酬、謝礼等から控除したものを、歳入歳出外現金（預り金）として保管し、翌月に税務署へ納入するものです。預かった税金を支払うものであるため、通常、月末時点の収支残高は、その月の収入額と一致するべきですが、令和4年3月末現在で確認したところ、3月の収入済額16,094,368円よりも9,262,166円少ない、6,832,202円となっていました。内容を確認したところ、令和元年度から令和3年度までに所得税の過誤納（二重払い及び個人に対し還付したにも関わらず同額を納

税したもの)が発生していること、また、平成30年度以前の収支不足額が1,009,162円となっていることがわかりました。

歳入歳出外現金の出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項で、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならないとされています。歳計現金同様、適正な事務処理が徹底されなければなりません。

早急に平成30年度以前の収支不足額の原因調査及び過誤納となっている支払いを税務署と調整し、適切に対応してください。

また、今後同様の誤りがないうよう、毎月収支の確認を行い、課内でのチェック体制を構築し、担当者のみならず管理職においても内部統制に配慮したリスク管理を徹底してください。

【関係法令】

○地方自治法施行令（抜粋）

（歳入歳出外現金及び保管有価証券）

第168条の7 会計管理者は、普通地方公共団体が債権者として債務者に属する権利を代位して行うことにより受領すべき現金又は有価証券その他の現金又は有価証券で総務省令で定めるものを保管することができる。

2 会計管理者は、普通地方公共団体の長の通知がなければ、歳入歳出外現金又は普通地方公共団体が保管する有価証券で当該普通地方公共団体の所有に属しないものの出納をすることができない。

3 前項に定めるもののほか、歳入歳出外現金の出納及び保管は、歳計現金の出納及び保管の例により、これを行わなければならない。

2. 事務関係

事務関係について、次のような誤りが確認されました。

①犬の登録及び狂犬病予防注射票の交付等に係る業務委託において、手数料等（公金）の徴収、収納事務について、市財務規則第40条に定める手続きが漏れていたもの。

（生活環境課）

これまでは、犬の登録や狂犬病予防注射票の交付、それに係る手数料の支払いは市役所や区役所でしか行えませんでした。市民の利便性向上のために、市内の動物病院で交付、支払いが可能になるよう、市と動物病院とで業務委託契約を締結しました。

この場合、市財務規則第40条に定めるところにより、市長の承認を得なければならないところ、担当課長の決裁で処理がされていました。加えて、委託者に対し、収入事務受託者の身分を示す証票を交付していませんでした。

今後は、市財務規則にのっとり適正な事務処理に努めてください。

【関係法令】

○南相馬市財務規則（抜粋）

（徴収又は収納の事務の委託）

第40条 収入権者又は会計管理者は、施行令第158条第1項若しくは第158条の2第1項、高齢者の医療の確保に関する法律第114条又は介護保険法第144条の2の規定により徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、その内容及び委託をしようとする相手方の住所氏名、委託を必要とする理由その他必要な事項を記載した文書に当該委託契約書案を添えて市長の承認を受けなければならない。

2 収入事務受託者は、市長が特に認める場合を除き、当該受託に係る事務を執行するときは、身分を示す証票（様式第27号）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 収入事務受託者は、収入金を収納したときは、別段の定めがある場合を除くほか、第35条第2項の規定を準用する。

4 収入事務受託者は、その徴収又は収納に係る収入金を契約等により別段の定めがある場合を除くほか、その日のうちに現金等払込書に収入金計算書（様式第28号）を添えて、当該現金とともに指定金融機関等に払い込まなければならない。

《 指 導 事 項 》

なし

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの